

全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ <利用者> R5.1.5 ひょうごを旅しようキャンペーン事務局作成

	質問	回答																																											
1	「全国旅行支援事業」とは何ですか。	<p>「全国を対象とした観光需要喚起策」のことです。 国が地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として補助対象事業者である都道府県に国の財政支援を、都道府県が実施する事業です。</p>																																											
2	ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイド（全国旅行支援）の実施期間はいつからいつまでですか	<p>【事業期間】 ◆宿泊サービスおよび宿泊を伴う旅行商品 令和5年1月10日（火）宿泊～同年3月30日（木） ◆日帰り旅行商品デユースサービス・デユースサービス 令和5年1月10日（火）～同年3月30日（火） （注）令和5年3月24日以降の旅行・宿泊分として配布するクーポンは令和5年3月31日（金）までの利用となりますので、ご注意ください。</p>																																											
3	具体的にはどのような事業ですか	<p>旅行代金・宿泊料金の割引に対する支援と県内で利用できる地域限定クーポン（ひょうご旅クーポン）の配付支援の2つからなる事業です。</p> <table border="1" data-bbox="592 712 1220 880"> <tr> <td>支援率</td> <td colspan="2">20%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支援金上限 (1人1泊あたり)</td> <td>交通付き旅行</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひょうご旅クーポン (1人1泊あたり)</td> <td>平日</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>※最低販売価格 平日3,000円・休日2,000円 ※デユースはひょうご旅クーポン配付無し</p> <p>※支援金が販売代金を上回る金額を最低販売価格といえます。具体的には平日3,000円、休日2,000円になります。最低販売価格を下回る宿泊・旅行商品等は支援対象外になります。 ※日帰り旅行における休日は土曜日、日曜日、又は祝日です。平日とは休日以外です。（交通のつかない宿泊施設のデユースプランはひょうご旅クーポンの配付支援はございません。 宿泊・宿泊を伴う旅行商品における休日は宿泊日とその翌日が両日も土曜日、日曜日、又は祝日である場合です。平日とは休日以外です。 ※年末年始は支援対象外の予定です。</p> <table border="1" data-bbox="619 1178 1193 1323"> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水 (祝)</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> <tr> <td>日帰</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> </table>	支援率	20%		支援金上限 (1人1泊あたり)	交通付き旅行	5,000円	その他	3,000円	ひょうご旅クーポン (1人1泊あたり)	平日	2,000円	休日	1,000円		金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土	宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日
支援率	20%																																												
支援金上限 (1人1泊あたり)	交通付き旅行	5,000円																																											
	その他	3,000円																																											
ひょうご旅クーポン (1人1泊あたり)	平日	2,000円																																											
	休日	1,000円																																											
	金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土																																				
宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日																																				
日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日																																				
4	誰が支援を利用できますか	<p>外国人を含め日本在住者です。 ※身分証明書原本で本人と居住地の確認をします。 ※海外在住で一時帰国中の日本人で現在国内での居住実態がない人は対象外です。</p>																																											
5	ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドのコールセンターの電話番号	<p>ひょうごを旅しようキャンペーン事務局（全国旅行支援兵庫県事務局）です。 TEL078-599-7752 なお、ひょうご旅クーポンに関するお問い合わせは、0570-077-654までお願いします。</p>																																											
6	全国旅行支援は、GoToトラベルや県民割とは異なる事業なのですか。	<p>全国旅行支援は、GoToトラベル事業、県民割事業とは別事業と国から発表されています。 国からの発表を一部抜粋しますと、次の通りです。 『国の支援事業として、全国から旅行者を受け入れる都道府県を対象とし、支援水準を全国一律とすることに加え、新たな支援メニューを用意するものです。従来のいわゆる県民割を全国に拡大するのではなく、全国を対象とした新たな需要喚起策になります。』 各事業の詳細は、国から発表された内容にてご確認ください。</p>																																											
7	ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドの対象となる旅行商品、宿泊サービスの購入方法は？	<p>「ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイド」「全国旅行支援」の明示のあるものを ①全国旅行支援事業参画の全国の旅行代理店・OTA（ネット専門旅行会社）で予約・購入した商品 ②ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドに参画の宿泊施設の直接予約した宿泊サービス ※利用代金が平日3,000円、休日2,000円未満の場合は対象外です。</p>																																											
8	東京都が感染状況等により事業停止した場合、東京都在住者の兵庫県内宿泊旅行も対象外となるのでしょうか。	<p>支援の対象となります。 都道府県の判断で事業停止する場合、東京都在住者が、事業実施中の道府県への旅行は支援対象となります。あくまでも事業停止となった県を目的地とする宿泊・旅行が対象外です。 ○東京都 → 兵庫県 への旅行 ×兵庫県 → 東京都 への旅行 ※ただし、国の判断で事業停止する場合においては、双方への旅行において支援は適用されません。</p>																																											

	質問	回答
9	まん延防止等重点措置により、東京23区が措置区域として事業停止した場合、東京23区外の市町村への旅行は対象となりますか。(まん延防止等重点措置は県単位ではなく、地域単位で発出されます)	支援の対象となります。 事業実施中の東京23区外の市町村への旅行、および東京23区外の市町村在住者の都外旅行は支援の対象となります。 ただし、この場合においても、東京都の判断で東京23区外の市町村も事業停止する場合は、東京23区外の市町村への旅行は対象外です。一方、東京23区外の市町村在住者の都外旅行は対象となります。 ○東京23区外の市町村 → 兵庫県 への旅行 ×兵庫県 → 東京23区外の市町村 への旅行 ただし、国の判断で事業停止する場合には、双方への旅行において支援は適用されません。
10	旅行期間の一部に、本事業の対象外期間が含まれている場合は支援の対象になりますか。	都道府県をまたがる旅行の期間中に他都道府県の定める対象期間外が含まれている場合は、県内旅行部分の旅行代金が明確な場合、その金額を基準とした支援の対象となります。また県内旅行の期間中に県の定める対象期間外が含まれている場合も同様に対象期間内の旅行代金が明確な場合、その金額を基準とした支援の対象となります。
11	既存予約は支援の対象ですか。	対象となりません。令和4年12月22日以降に発売される「ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイド」[全国旅行支援]の明示のある対象の商品です。ただし、旅行会社が販売する受注型企画旅行の商品の一部が支援対象となる場合がございます。詳しくはお申込み旅行会社にお問い合わせ下さい。
12	本人・居住地確認は必要ですか。	本人・居住地確認が必ず必要になります。 宿泊旅行またはデイクース利用の場合、利用日当日のチェックイン時に本人確認・居住地確認書類(原本)の提示をいただきます。 日帰り旅行の場合、添乗員または旅行事業者が定める係員等により旅行当日の集合時から出発までに本人・居住地確認書類の提示をいただきます。
13	本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	本人・居住地が確認できる下記の公的身分証明書(原本)を提示をしていただきます。 ・健康保険証(後期高齢者含む)または介護保険証 ・運転免許証または運転経歴証明書 ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ・身体(精神)障がい者手帳または療育手帳 ・年金手帳または年金証書 ・旅券(パスポート)※但し、居住地記載欄があるもの ・住民票の写し ※公共料金の請求書等は、確認できる書類にあたりません。
14	日本在住の外国人の場合、の本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	外国人における本人・居住地確認のための書類は次のとおりです。 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに 限ります。) 在留管理制度の対象とならない次に該当する方は、次の書類にて確認を行います。 【在日米軍(軍の構成員)】 ・軍発行の身分証明書 【在日米軍(軍属と軍構成員の家族)】 ・アメリカ政府発給のパスポート 【外交官】 ・外交旅券または公用旅券 ・駐日外国公館に勤務する外交官等に対して発行可能な「住居証明書」等
15	宿泊・旅行申込は旧姓で予約しましたが、当日の本人確認書類が新姓である場合はどうすればいいですか。	支援の対象となりません。 利用申込記録と本人確認書類の氏名は同一である必要があります。
16	利用者が当日、本人・居住地・ワクチン予防接種済証明等の確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	後日送付などでの提示は認められないことから、支援の対象となりません。

	質問	回答
17	<p>利用要件であるワクチン接種やPCR検査等の詳細を教えてください。(R4.10.26更新)</p>	<p>出発日時時点でワクチン3回接種済証(12歳未満のお子様は2回)または医療機関や薬局等が発行したPCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査の検査結果通知書が必要です。(市販の検査キットを使用して簡易的に検査したものは利用できません。)詳細はこちら</p> <p>※ワクチン3回接種後の経過期間は設けていません。</p> <p>※PCR検査・抗原定量検査：旅行・宿泊開始日の前日から起算して3日以内に検査結果が陰性であること</p> <p>※抗原定性検査：旅行・宿泊開始日の当日もしくは前日に検査結果が陰性であること</p> <p>※検査結果の記載事項：(1)受検者氏名、(2)検査結果、(3)検査方法、(4)検査所名、(5)検体採取日、(6)検査管理者氏名、(7)有効期限</p> <p>※同居する親等が同伴する12歳未満のお子様は特例としてワクチン2回接種済証・検査通知書の確認は不要になります。</p> <p>※検査について</p> <p>PCR検査等陰性証明は、以下の方法で対応いただけます。</p> <p>・自費検査について</p> <p>自費検査を提供する検査機関の一覧については、下記URLから確認いただけます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html</p> <p>・PCR検査・抗原定性検査の無料実施について</p> <p>兵庫県民の方で、感染不安を感じる無症状の方は、無料検査を活用することができます。(ご利用の際は、予約を推奨します)</p> <p>[PCR検査・抗原定性検査の無料実施の問い合わせ先]・兵庫県PCR検査等無料化事業事務局・078-845-9011(9:00~17:00)</p> <p>無料検査の概要、実施場所等については下記URLから確認いただけます。 https://www.knt.co.jp/ec/2022/pcr_kenmin/ (R4.10.26更新)</p>
18	<p>割引支援を受けるために必要なワクチン接種3回完了済の証明書とはどのようなものですか。</p>	<p>実施日時時点でワクチンの3回接種済が確認できる接種済証(アプリでも可) 接種記録書、市町村発行の証明書になります。4回目の接種券は3回分接種の記載、本人名があれば3回接種の証明になります。(12歳未満のお子様は2回)</p> <p>①ワクチン3回接種済証 ②ワクチン接種証明書(市町村発行・デジタル庁アプリ) ③接種記録書(医療従事者等)</p>
19	<p>海外で3回ワクチン接種を受けて日本に帰国しました。同様の支援を受けることができますか？(R4.10.31更新)</p>	<p>日本で承認されているワクチン4種類等の他、海外で接種されたワクチンの内下記の厚生労働省のHPに記載されているワクチンを3回接種済であれば支援を受けることができます。3回目の接種が終了したことが明確にわかるものをご提示ください。</p> <p>本人名、3回の接種日、ワクチン名など一定記載事項が必要です。</p> <p>なお、有効なワクチンの種類は下記HPよりご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000997372.pdf</p>
20	<p>PCR検査・抗原定量検査の場合、支援を受けることができますか。</p>	<p>実施日の前日から起算して3日前以降に検体採取された陰性結果を有効とします。</p> <p>なお、陰性結果通知書に必要な記載事項は ①受検者氏名 ②検査結果 ③検査方法 ④検査所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限 になります。</p>
21	<p>抗原定性検査の場合、支援を受けることができますか。</p>	<p>実施日の当日又は前日の検体採取された陰性結果を有効とします。尚、陰性結果通知書に必要な記載事項は ①受検者氏名 ②検査結果 ③検査キット名 ④検査事業所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限 になります。</p>
22	<p>申込時にワクチン接種証明書等が無ければ受付、予約できませんか。</p>	<p>できます。</p> <p>実施日までに新型コロナウイルスワクチン接種を3回完了(12歳未満のお子様は2回)していただくことが条件です。</p> <p>【宿泊】宿泊の場合予約の経路を問わずチェックインの際に掲示ください。</p> <p>【日帰り】旅行実施日の出発までにご提示ください。</p> <p>当日に確認できなかった場合は理由の如何を問わず支援の対象となりません。その際の支援金額やキャンセル料の補填はございません。</p>
23	<p>県をまたぐ旅行や異なる施設の宿泊の場合それぞれに有効な陰性結果通知書を提示する必要がありますか。</p>	<p>利用開始日の確認できる書類と利用開始日に有効であった陰性結果通知書を一緒に提示していただくことで2泊目以降も支援の対象になります。</p> <p>※陰性結果通知書等は利用し開始日において有効期限が過ぎていることが必要です。</p>
24	<p>利用日当日に新型コロナウイルス感染症の陽性となり、キャンセルとなりました。取消料についてはどのように対応すればよいですか。</p>	<p>取消料については各宿泊・旅行事業者の規定に沿ってご対応ください。キャンセルが行われた宿泊・旅行商品については、支援の対象外となります。感染を理由とした特例はありません。</p>
25	<p>利用者が宿泊・旅行中に新型コロナの陽性となりましたが、どう対応すればよいですか。</p>	<p>管轄の保健所等の定めに従った行動をお願いいたします。</p>

	質問	回答
26	支援金算出の基となる宿泊・旅行代金等は税込価格ですか、税抜価格ですか。	税込価格になります。
27	入湯税や宿泊税などは含めることができますか。	含めることが出来ます。
28	同一人が複数回利用することは可能ですか。	複数回利用しても構いません。
29	連泊は支援の対象ですか。	7泊まで対象となります。
30	支援金の対象外となる場合の対応について教えてください。	宿泊・旅行事業者は利用者から支援金を返還いただく必要があるため、当該旅行者に対し、支援相当額をお支払いいただくよう求めています。ひよこ旅クーポンを宿泊・旅行事業者にて事前に配付した場合は、当該事業者から利用者へひよこ旅クーポン返還を求めます。
31	会社の親睦旅行や研修旅行は支援の対象ですか。	支援の対象です。
32	会社の出張の宿泊は支援の対象ですか。	支援の対象です。 ただし、公費を利用した出張は対象外です。
33	修学旅行等は支援の対象ですか。	支援の対象です。 ただし、公費を利用した出張は対象外です。 ※学校等には保育所、認定こども園、児童福祉法における児童福祉施設も含まれます。 ※同行・引率する大人の方についても、学校等の活動の範囲内であればワクチン接種歴及び検査結果の確認は不要となります。
34	子供や無料の乳幼児は対象となるのでしょうか。	子供や無料の幼児も1名としてカウントして算出します。 (計算例) 宿泊・旅行代金：100,000円(大人1人1泊 25,000円、乳幼児 0円) 2泊3日の宿泊・旅行商品を 大人2人、乳幼児1人の旅行0円の乳幼児を含めて3名で計算する。上限額：3,000円×2泊×3名=18,000円 この場合、支援金の計算は100,000×20%=20,000円のため、支援金は上限額の18,000円が適用されます。
35	大人と子供の旅行代金異なる場合、支援金はどのように計算すればいいですか。	次の計算例のとおり、旅行代金等の異なる利用者也合算し、総額の旅行代金として算出します。 (計算例) 旅行代金：40,000円(大人1人 30,000円、子供1人 10,000円) 1泊2日 往復新幹線付 大人・子供含め2名で計算する。上限額：5,000円×1泊×2名=10,000円 40,000円×20%=8,000円のため、支援金は左記の20%である8,000円が適用されます。
36	自身で手配した宿泊予約と、旅行会社で申し込む旅行商品とを合わせて支援金申請することはできますか。	旅行者が自身で手配した宿泊予約を申請することはできません。 支援金申請は旅行会社・宿泊施設毎に行うため、合算して申請することはできません。 (例)旅行者が宿泊施設直販の宿泊(1泊)をウェブ予約、旅行会社で宿泊(1泊)+交通付の旅行商品を申込み合わせて2泊3日の「宿泊を伴う旅行商品(交通付)」として申請することは出来ません。 上記の場合、宿泊単品(上限3,000円)は宿泊事業者より申請、宿泊+交通付(上限5,000円)は旅行会社より申請します。
37	都合により途中離団した場合、支援金の申請はどのようになるのですか。	予約があり宿泊・旅行代金が支払われていても、実際には参加・宿泊せず権利放棄された宿泊・旅行に関しては、支援の対象外です。 権利放棄をするなど宿泊・旅行の全行程を参加していない場合は、支援金の交付対象外です。
38	換金性の高いものは、どのようなものですか。	一般的に流通性が高く、現金同様に使用できたり、現金化が可能であったり、または払い戻しができるような商品や金券類のことです。このような商品や金券類は支援の対象となる商品に含めることは出来ません。 (例、QUOカード等のプリペイドカード、ビール券、おこめ券、旅行券、商品券等) ただし、一部金券類は例外として当該支援金対象宿泊・旅行商品に含めることができます。
39	コンビニオンサービスを含む商品は補助の対象となりますか。 (R5.1.5 更新)	コンビニオンサービス分の料金を切り分けることが可能であれば、コンビニオンサービスを除いた部分の代金については補助の対象とすることが可能です。
40	性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業等、まあじやん屋、ぱちんこ屋等における遊技等の利用をクーポン券等の対象としてよいですか。	風営法の適用を受ける性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業及び遊技場営業の利用については、クーポン券等の対象外です。ただし、接待を伴わない料亭など、地域の観光資源として対象とすべき特別の事情等があると兵庫県が判断する場合はこの限りではありません。

	質問	回答
41	旅行者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も、支援の対象となるのですか。	支援の対象外です。 商品に事前に含まれている物品・サービスが支援の対象となります。 (例) 1泊朝食付き宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞在時に夕食を追加で注文した場合 ○朝食代金を含めた宿泊料金は支援の対象です。 ×現地で追加した夕食代金は支援対象外です。 なお、「商品に事前に含まれている物品・サービス」「現地で追加した物品・サービス」どちらも合わせて宿泊施設のチェックアウト時に支払う場合であっても、支援金対象となるか否かの考え方は同一となります。
42	個人で手配した旅行サービスは、支援の対象となるのですか。	支援の対象外です。 事前に参画事業者へ予約・支払いした商品に含まれているものが支援の対象となります。 (例) × 旅行目的地でのタクシーを旅行者が個人で手配 ○ 事前に旅行会社へ予約・支払いした商品に含まれたタクシー観光
43	自家用車で往復する場合、高速道路料金やガソリン代は旅行代金に含めてよいのですか。	高速道路料金やガソリン代など、旅行者が自ら旅行先で支払うものを旅行代金に含むことは出来ません。
44	カラオケの利用を含んだ宿泊・旅行商品は支援の対象になりますか。	対象となります。
45	「交通付」の定義を教えてください。	「交通付き」とは場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス（日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス）を指します。そのため、高速道路料金や、自らが運転する自家用車やレンタカーは運送サービスには該当しません。 ※距離・乗車時間など細かな取り決めがございますのでお申し込み・最寄りの旅行会社にお問い合わせください。
46	「日帰り旅行」とはどのようなものですか	旅行会社を通して予約をした交通付きの旅行商品になります。加えて利用日当日に本人、居住地、ワクチン接種等の確認を旅行会社の添乗員、又は係員が確認できる商品に限ります。
47	ハイキング目的の日帰り旅行など、旅行目的地に有料観光施設がない場合も支援の対象にならないのですか。	支援の対象にはなりません。 無料観光は、旅行目的地での消費に寄与しないためです。
48	小学校の遠足は、日帰り旅行商品の支援対象となりますか。	日帰り旅行の要件を満たしていれば対象となります。 入場無料の施設である場合は対象外となりますが、通常（個人利用の場合）は料金が発生するものの、教育旅行団体による申請に限り入場料が無料となる料金体系をとる入場施設等の場合は、例外とし認めます。
49	1泊2日で宿泊旅行をして、2日目に旅行先から別の日帰り旅行を申し込み場合、支援の対象となりますか。	支援の対象/対象外となる例は以下の通りです。 (例) ①東京都内で1泊、新たな申込として2日目に新宿駅から栃木県小山市への日帰りいちご狩りバスツアーを予約し参加 ⇒ 異なる二つの旅行となり、宿泊旅行として代金の20%・上限3,000円+日帰り旅行として代金の20%・上限3,000円が適用となります。（異なる事業者への申込み） ②東京都内で1泊、2日目に新宿駅から栃木県小山市への日帰りいちご狩りバスツアーをオプションツアーとして同じ旅行事業者と一緒に申し込み一つの日程として参加した場合、日帰り旅行としては対象になりません。 ⇒ 宿泊と栃木県小山市へのバス旅行が一つの旅行（バスの利用50km以上あり、貸し切りバスの場合でも2時間を超えている）とみなし、交通付きの1泊旅行として総額の20%・上限5,000円が適用となります。
50	「往復の鉄道乗車券+索道（リフト）乗車券」などのセット商品は支援対象になるのですか。	支援の対象です。 索道は運送サービスと定義されますが、旅行商品の実態として観光素材とされているため、例外的に「現地アクティビティ」の対象とします。そのため、往復の鉄道乗車券（A群）+索道（B群）として日帰り旅行商品の要素を満たしているため、支援の対象とします。 日帰り旅行商品として販売する場合は、旅行事業者としての責務を遵守してください。
51	宿泊施設直接のデユースプランが支援対象と聞いたのですが、具体的な条件はどのようなものですか。	宿泊施設直接の予約であり、客室を利用することに加えて食事やアクティビティをプラスした3時間以上滞在するデユースプランが支援対象です。 尚、又ひょうご旅クーポンの配付はございません。

	質問	回答																														
52	ひょうご旅クーポン配布事業の具体的な内容を教えてください。	<p>全国旅行支援事業の支援金適用を受ける国内旅行者に対し、宿泊施設・旅行会社(日帰り旅行のみ)にて県内の店舗で使用可能なクーポン券を配付します。なお、スマートフォンをお持ちでない場合などを除き、電子クーポンとしてのご利用になります。</p> <table border="1" data-bbox="643 286 1198 360"> <tr> <td rowspan="2">ひょうご旅クーポン (1人1泊あたり)</td> <td>平日</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>※ディユースはひょうご旅クーポン配付無し</p>	ひょうご旅クーポン (1人1泊あたり)	平日	2,000円	休日	1,000円																									
ひょうご旅クーポン (1人1泊あたり)	平日	2,000円																														
	休日	1,000円																														
53	ひょうご旅クーポンをお渡しする枚数の基準は。	<p>旅行・宿泊代金支援を受けた旅行が対象となり、進呈額は旅行金額に関わらず、1日あたり平日2,000円(1,000円×2枚)・休日1,000円(1,000円×1枚)となります。</p> <p>平日・休日の定義は下記の通りです。</p> <p>①宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日(土曜・日曜・祝日)の場合には、その宿泊は「休日」として取扱い、それ以外を「平日」として取扱います。</p> <p>②日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として取扱い、それ以外を「平日」として取扱います。</p>																														
54	ひょうご旅クーポンは何処で配付されますか。	ひょうご旅クーポンは基本的には宿泊・宿泊を伴う旅行の場合は宿泊施設においてチェックイン時に配付されます。日帰り旅行は予約した旅行事業者で当日の配付となります。ディユースサービスは配付支援が行われません。																														
55	ひょうご旅クーポンの使用期限はいつからいつまででしょうか。	<p>チェックイン日又は旅行実施日から8日間有効となります。連泊の場合も同様です。</p> <p>(注) 令和5年3月24日(金)以降の旅行・宿泊分として配布するクーポン券は令和5年3月31日(金)までの利用となりますので、ご注意ください。</p>																														
56	ひょうご旅クーポンは何処で利用できますか。	ひょうご旅クーポンは県内で利用可能な店舗等が定められています。公式ホームページの取扱店舗一覧、又はひょうご旅クーポンのQRコードからご覧いただくことが出来ます。																														
57	お釣りは出ますか。	お釣りは出ません。1枚につき1,000円以上(税込)の購入に利用してください。																														
58	ご署名欄には代表者の名前をまとめて記入してもいいですか。	<p>不正利用防止のため、クーポン券の署名欄には宿泊される方それぞれのお名前のご記入をお願いいたします。</p> <p>※小さなお子様など文字の記入が難しい場合は代筆をお願いいたします。</p>																														
59	複数の県を跨ぐ旅行の場合、ひょうご旅クーポンは宿泊する兵庫県内でしか使用できないのでしょうか。	その通りです。ひょうご旅クーポンは兵庫県内のみで利用可能なものです。																														
60	宿泊・旅行を取り消した場合(取消料100%)、ひょうご旅クーポンは利用してもよいでしょうか。	<p>利用できません。ひょうご旅クーポンの返還が必要です。</p> <p>大原則として、旅行に実際に参加することで支援金は適用となります。100%の取消料を払っていても、旅行自体に参加していないためひょうご旅クーポンの利用はできず返還が必要となります。</p> <p>原則、連泊であっても宿泊初日にクーポンを配付いたします。減泊の場合は宿泊事業者に、日帰り旅行の場合は旅行事業者へ返還が必要です。</p>																														
61	ひょうご旅クーポンの配付額が1,000円となる休日とはいつのことですか	<p>・平日と休日の定義は次のとおりです。</p> <p>・宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日(土曜・日曜・祝日)の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。</p> <p>・日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。</p> <table border="1" data-bbox="496 1536 1046 1666"> <tr> <td></td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水 (祝)</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> <tr> <td>日帰</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> </table>		金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土	宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日
	金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土																							
宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日																							
日帰	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日																							
62	ひょうご旅クーポンを利用されたお客様から領収書の発行依頼があった場合、発行可能ですか (R4.10.18更新)	<p>各事業者様の経理上の問題となりますので、事業者様でご判断ください。</p> <p>なお、発行にあたっては、ひょうご旅クーポンでいくら分、その他(現金、クレジットカード等)でいくら分が支払われたか分けて記載頂くようお願いいたします。</p>																														
63	感染状況によりキャンペーン開始後に一時停止になることはありますか。	<p>下記の基準を基に県により総合的に判断します。県内の感染状況によっては支援を停止する場合があります。</p> <p>兵庫県在住者による旅行と兵庫県を目的地とする旅行に対しては補助対象外となりますので、予めご了承承願いたします。</p> <table border="1" data-bbox="488 1944 1129 2074"> <tr> <td>(1) 新規予約の受付停止</td> <td>兵庫県の重症病床使用率が35%を超え、かつ急激な感染拡大が継続する状況となったとき</td> </tr> <tr> <td>(2) キャンペーンの利用停止</td> <td>感染状況レベル3または、まん延防止等重点措置の適用地域となったとき</td> </tr> </table>	(1) 新規予約の受付停止	兵庫県の重症病床使用率が35%を超え、かつ急激な感染拡大が継続する状況となったとき	(2) キャンペーンの利用停止	感染状況レベル3または、まん延防止等重点措置の適用地域となったとき																										
(1) 新規予約の受付停止	兵庫県の重症病床使用率が35%を超え、かつ急激な感染拡大が継続する状況となったとき																															
(2) キャンペーンの利用停止	感染状況レベル3または、まん延防止等重点措置の適用地域となったとき																															